

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区の定款変更認可
公有水面埋立免許
豚の移入禁止区域の解除
家畜検査の実施
代表者会議の区域について
市町村農業委員会代表者会議規程の廃止
- ◇公安告示 速度制限
- ◇公告 農業委員会職員資格試験等について
- ◇叙任及び辞令 坂川勝春外

告示

鳥取県告示第四百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天神野土地改良区の定款の変更に
ついて、昭和二十九年九月九日認可した。

昭和二十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百六十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和二十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 埋立の場所 東伯那東郷町大字松崎三五ノ一番
地先

二 埋立の面積 東郷湖三十坪

三 埋立工事のしゅん工期限 昭和二十九年十一月九
日まで

四 埋立の目的 宅地造成

五 埋立の免許を受けた者 東郷湖漁業協同組合長

島田 安夫

鳥取県告示第四百六十七号

昭和二十九年八月六日鳥取県告示第三百九十三号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三条の規定による移入禁止の指定を解除する。

昭和二十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

静岡県

鳥取県告示第四百六十八号

次のように結核病、ブルセラ病の検査をするので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、乳牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和二十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため
二 実施区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病—搾乳の用に供する目的で飼養している雌牛並びにこれらと同一施設内で飼養している牛

四 実施期日 別表のとおり

五 検査の別及びその方法

結核病—ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病—ブルセラ急速診断法

別表

別表	実施期日	実施区域	実施場所
"	九月十六日	鳥取市(旧神戸村)	同上
"	"	(旧大和村)	"
"	"	(旧美穂村)	"
"	"	(旧美保村)	"
"	"	(旧豊実村)	"
"	十七日	(旧大郷村)	"
"	"	(旧美保村)	"
"	"	(旧東郷村)	"

名 称	区 域 (委 員 会)	調 査 審 議 事 項
岩美郡地区代表者会議	岩美郡一円	鳥取県告示第四百六十九号 農業委員会等に関する法律第五十五条第一項に基く代表者会議の区域及び調査審議事項を次のように定める。 昭和二十九年九月十四日 鳥取県知事 西 尾 愛 治
八頭郡	八頭郡一円	
気高郡	気高郡一円	
東伯郡	東伯郡一円	
西伯郡	西伯郡一円	
日野郡	日野郡一円	
稲葉地区	津ノ井村	鳥取県告示第四百六十九号 農業委員会等に関する法律第五十五条第一項に基く代表者会議の区域及び調査審議事項を次のように定める。 昭和二十九年九月十四日 鳥取県知事 西 尾 愛 治
岩美郡米里村	鳥取市(旧大正村)	
"	(旧千代水村)	
"	(旧倉田村)	
"	(旧市内)	

名 称	区 域 (委 員 会)	調 査 審 議 事 項
岩美東部地区代表者会議	福部村、岩美町	当該区域に係る農業委員会等に関する法律第四十七条第一項及び第二項第一号の事項(但し農業に関する試験研究及び普及事業に関する事項を除く)
岩美西部	大成村、宇倍野村、津ノ井村、米里村	
当該区域に係る農業委員会等に関する法律第四十条第二項第一号のうち農業に関する試験研究及び普及事業		

鳥取市東部
鳥取市西部
八頭中央
八頭東部
八頭西部
智頭
気高
北浜
由良川
三朝
船山
倉吉第一
倉吉第二
汗東
汗西
箕紋屋

鳥取市東部、同島美、同湖東
鳥取市高草、同湖南、同千代
郡家町、船岡町、中私都村、上私村都
安部村、八東村、丹比村、若桜町
国英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村、大村、
用瀬町、佐治村、社村
智頭町
宝木村、逢坂村、勝谷村、小鷲河村、鹿野町、瑞
穂村、浜村町、酒津村、青谷町、日置村
羽合町、東郷町、泊村
灘手村、北条町、栄村、由良町、大誠村、
三朝町
東伯町、赤碕町、下中山村、上中山村
倉吉市河北、同倉吉
倉吉市大鴨、同久米、関金町
名和町、逢坂村
淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村
大幡村、栗村、春日村、大高村、日吉津村、大和村

に関する事項

西伯南部
米子
弓浜
口日野
奥日野

天津村、大国村、法勝寺村、上長田村、賀野村、
手間村、幡郷村、東長田村
米子市東部、同中部、同南部
米子市弓浜、同美保、境港町
溝口町、八郷村、根雨町、江府町
黒坂町、大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、福
栄村、石見村、日野上村

鳥取県告示第四百七十号

市町村農業委員会代表者会議規程（昭和二十六年九月鳥
取県告示第四百三十八号）は廃止する。

昭和二十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通取締法第十条の規定により次のとおり速度制限
する。

昭和二十九年九月十四日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勳

- 一 制限の場所 県道鳥取倉吉線、倉吉市宮川町一六一
ノ四番地々先（宮川橋東詰）より倉吉市巖城二二
九ノ一番地々先に至る一、〇七五メートルの間
- 二 制限速度 最高速度毎時二十五キロメートル
- 三 制限の期間 昭和二十九年九月十四日から
同 年十月三十一日まで

公 告

昭和二十九年第一回の農業委員会職員の資格試験及び資格認定を次のとおり実施する。

昭和二十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

1 資格試験について

一 試験期日及び場所

（一）期日 昭和二十九年十一月四、五日

（二）場所 鳥取市

米子市

（三）受験場及び試験の時間については別途受験資格者に通知する。

二 受験資格

（一）旧制農業学校又はこれと同等以上の教育機関において農業に関する正規の課程を修めて卒業し若しくはこれと同等以上の検定において農業に関する学科目の検定に合格した者

（二）前号の場合を除いて旧制中等学校又はこれと同等以上の教育機関において正規の課程を修めて卒業し、若しくはこれと同等以上の検定に合格した者で卒業し又は検定に合格した後左の（1）若しくは（2）の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上に達するもの

（1）国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は教育機関における農業に関する試験研究又は教育

（2）国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及又は指導奨励

（三）旧制中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、当該教育機関における修業年限と前号（1）若しくは（2）の職務に従事した期間又はこれら

の期間を通算した期間との合計が二年以上に達する者

（四）知事が行う農業委員会職員講習会の修了試験に合格した者

（五）外国の行政機関、教育機関又は団体において農業に関する技術についての試験研究、普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間試験研究、教育普及又は指導奨励に従事した者とみなす

三 出願手続

（一）受験希望者は、次の書類各一通を知事宛提出すること

1 受験願書（様式一）

2 履歴書（様式二）

3 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書

4 二の（1）又は（2）の職務に従事した期間につ

き受験資格者であることを証明する書類（様式三）

（二）受験願書を受理し受験資格があると認めたる者に対しては受験票を交付するとともに試験実施に必要な事項を通知する。

四 受験願書の受付

昭和二十九年九月十五日から昭和二十九年十月十日まで

五 試験方法

（一）筆記試験及び口述試験とする。

（二）筆記試験は次の必須科目と選択科目について行う。

選択科目は次の中適宜二科目選定して受験するものとする。

必須科目

（1）作物及び園芸 （2）土壌及び肥料 （3）病害虫

（4）畜産 （5）農業経営

選択科目

- (1) 農業気象 (2) 植物生理 (3) 農機具 (4) 農業土木 (5) 家畜生理及び飼養 (6) 農畜産加工
- (7) 農業政策 (8) 農業簿記 (6) 農林統計
- 四 筆記試験は旧制専門学校程度で行う。
- 四 口述試験は農政時事その他農業委員会の職員として必要な能力について行う。
- 六 試験合格者については、試験終了後一箇月以内に鳥取県公報にその氏名を公表するとともに合格証を交付する。
- 七 受験の希望地及び選択科目は出願後の変更を認めない。

様式一（日本標準規格B5）

受験願書

本籍

現住所

氏名 (ふりがな)
年 月 日生

受験希望地
選択科目 (二科目)

農業委員会職員の資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

右氏

名 殿

名 印

鳥取県知事 氏

履 歴 書

本籍

現住所

氏名 (ふりがな)
年 月 日生

学 歴

職 歴

賞 罰

右のとおり相違ありません。

様式三（日本標準規格B5）

受験資格証明書

職 名

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日

右氏

名 印

- 一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所
 - 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 一 教育に従事した期間及び勤務場所
- 右相違ないことを証明する。

職 名

所 属 長 氏

名

公印

2 資格認定（無試験認定）について

一 認定資格

- (1) 農業改良普及員の任用資格を有する者
- (2) 旧専門学校令による専門学校又はこれと同等以

上の教育機関において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくはこれと同等以上の検定において、農業に関する学科目の検定に合格した者

- (3) 旧制農業学校又はこれと同等以上の教育機関において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくはこれと同等以上の検定において農業に関する学科目の検定に合格した者で卒業し又は検定試験合格後次のいずれかの職務に従事した期間が通算して三年以上に達する者
- (4) 国、地方公共団体又はその他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は教育機関において農業に関する試験研究又は教育

- (5) 国、地方公共団体又はその他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及又は指導奨励
- (4) 旧制中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有するものを入学又は入所資格とする教

育機関において農業に関する課程を修めて卒業した者で当該教育機関における修業年限と前号(1)(4)の職務に従事した期間が通算して三年以上に達する者

(5) 日本国以外の地域において旧日本帝国法令による学校、外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす

(6) 外国の行政機関、教育機関又は団体において農業に関する技術についての試験研究、普及又は指導奨励に従事した者は知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす

二 資格認定手続

(1) 農業委員会の職員となろうとする者は次の書類

各一通を知事宛提出すること

1 資格認定申請書(様式一)

2 履歴書(様式二)

3 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書

4 一の(3)の(4)又は(4)の職務に従事した期間につき有資格者であることを証明する書類(様式三)
三 前項の書類を審査し、相当と認めるときは有資格認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨通知する。

四 資格認定申請書の受付

昭和二十九年九月十五日から昭和二十九年十月十日まで

様式一(日本標準規格B5)

資格認定申請書

本籍

現住所

氏(ふりがな)名

農業委員会職員としての資格認定を受けたいので関係書類を添へて申請致します。

年月日

年月日生

鳥取県知事 氏 名 殿

名 〇

様式二(用紙和紙)

履歴書

本籍

現住所

氏(ふりがな)名

年月日生

学歴
職歴
賞罰

右のとおり相違ありません
年月日

様式三(日本標準規格B5)

有資格証明書

右氏

名 〇

職名

氏名

年月日生

- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 一 教育に従事した期間及び勤務場所
 - 一 普及指導奨励に従事した期間及び勤務場所
- 右相違ないことを証明する

所属長 職名

氏

名

公印

叙任及び辞令

鳥取県教育委員会事務局職員 坂川 勝春
鳥取図書館気高分館長を命ずる。

鳥取県教育委員会事務局職員 安達 三二
米子図書館日野分館長を命ずる。

米子図書館日野分館長事務取扱を免ずる。

下村 章雄

昭和二十九年九月一日

鳥取県教育委員会

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印

刷

所